

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P – P B X サービス）【現改比較表】2025 年 12 月 19 日現在

～2026年 1 月 31 日

2026 年 2 月 1 日～

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

目次（略）

第 1 章 総則

第 1 条（略）

（用語の定義）

第 2 条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 I P 通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第 6 種シェアード I P – P B X 契約に係るもの 株式会社 NTT ドコモの I P 通信網サービス契約約款（O C N）に定める第 2 種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は当社の I P 通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める第 6 種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係る <u>D S L 回線又は光アクセス回線</u> であって、第 6 種シェアード I P – P B X 契約に係るもの</p> <p>（注 1）本欄(2)に規定する第 2 種契約は、次に掲げる区分又は細目に係るものとします。</p> <p>ア <u>タイプ 2 に係るもの</u></p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（注 2）本欄(2)に規定する第 6 種契約は、次に掲げる区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に係るものとします。</p> <p>ア カテゴリー 1 に係るもの</p> <p><u>タイプ 3（1 Mb/s 品目に係るものをお除きます。）又はタイプ 4（コース F、コース M、コース B、コース P 1、コース P 10 又はコース G F に係るものに限ります。）</u> に係るもの</p> <p>イ カテゴリー 2 に係るもの</p> <p><u>タイプ 3 又はタイプ 4（コース F、コース M 又はコース G F に係るものに限ります。）</u> に係るもの</p>

(令和 8 年 2 月 1 日現在)

目次（略）

第 1 章 総則

第 1 条（略）

（用語の定義）

第 2 条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 I P 通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第 6 種シェアード I P – P B X 契約に係るもの 株式会社 NTT ドコモの I P 通信網サービス契約約款（O C N）に定める第 2 種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は当社の I P 通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める第 6 種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係る光アクセス回線であって、第 6 種シェアード I P – P B X 契約に係るもの</p> <p>（注 1）本欄(2)に規定する第 2 種契約は、次に掲げる区分又は細目に係るものとします。</p> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（注 2）本欄(2)に規定する第 6 種契約は、次に掲げる区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に係るものとします。</p> <p>ア カテゴリー 1 に係るもの</p> <p>タイプ 4（コース F、コース M、コース B、コース P 1、コース P 10 又はコース G F に係るものに限ります。）に係るもの</p> <p>イ カテゴリー 2 に係るもの</p> <p>タイプ 4（コース F、コース M 又はコース G F に係るものに限ります。）に係るもの</p>

	<p>ウ カテゴリー3に係るもの <u>タイプ3 (1Mb/s品目に係るものをお除きます。)又はタイプ4 (コースF、コースM、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>エ カテゴリー5に係るもの <u>タイプ3又はタイプ4 (コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものをお除きます。)、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>オ カテゴリー6に係るもの <u>タイプ3又はタイプ4 (コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものをお除きます。)、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>カ (略)</p>		<p>ウ カテゴリー3に係るもの <u>タイプ4 (コースF、コースM、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>エ カテゴリー5に係るもの <u>タイプ4 (コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものをお除きます。)、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>オ カテゴリー6に係るもの <u>タイプ4 (コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものをお除きます。)、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの</u></p> <p>カ (略)</p>
14~16 (略)	(略)	14~16 (略)	(略)
17 IP-V PN利用回線	当社の Universal One サービス契約約款 (第2編又は第3編に限ります。) に規定する、加入者回線、契約者回線、接続契約者回線、 <u>他社接続契約者回線又はDSL回線</u> であって第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの	17 IP-V PN利用回線	当社の Universal One サービス契約約款 (第2編又は第3編に限ります。) に規定する、加入者回線、契約者回線、接続契約者回線 <u>又は</u> 他社接続契約者回線であって第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの
18~48 (略)	(略)	18~48 (略)	(略)

第2章～7章 (略)

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第83条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、シェアードIP-PBXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びVoIP協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はVoIP協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのシェアードIP-PBXサービスが全く利用できない状態(そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、

第2章～7章 (略)

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第83条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、シェアードIP-PBXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びVoIP協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はVoIP協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのシェアードIP-PBXサービスが全く利用できない状態(そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、

24時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアードIP-PBX契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はVoIP協定事業者が特定協定事業者又はVoIP協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのシェアードIP-PBXサービスがDSL回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りでありません。

2 (略)

3 (略)

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注3) (略)

(注4) (略)

第9章～11章 (略)

別記、料金表、料金表別表1、料金表別表2 (略)

24時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアードIP-PBX契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はVoIP協定事業者が特定協定事業者又はVoIP協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

2 (略)

3 (略)

(注1) 削除

(注2) 削除

(注3) (略)

(注4) (略)

第9章～11章 (略)

別記、料金表、料金表別表1、料金表別表2 (略)

▲ IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和7年12月9日 CAS1サ第000400009464-01号）
この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。